

平成15年2月6日  
企業会計基準委員会

## 実務対応報告第7号

# 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する 当面の取扱い(その2)」の公表

## 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年度税制改正による連結納税制度の創設に伴い、平成14年8月29日に実務対応報告第4号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い」を、平成14年10月9日に実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」を公表した後、更に検討を行ってまいりましたが、平成15年2月4日の第26回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成14年12月19日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

なお、今後、連結納税制度の税務上の取扱いの詳細が更に明らかにされた段階で、必要に応じて追加の論点を含め、これらを取りまとめて公表する予定です。

## **本実務対応報告の概要**

### **繰延税金資産及び繰延税金負債の計上の手順（Q1）**

#### **連結納税主体における税効果会計の適用**

- 連結納税会社ごとに、財務諸表上の一時差異等に対して繰延税金資産及び繰延税金負債を計算し合計する。
- 連結納税主体に係る連結財務諸表固有の一時差異に対して、当該差異が発生した連結納税会社ごとに税効果を認識し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する。
- 繰延税金資産の回収可能性の判断
  - 法人税に係る繰延税金資産      連結納税主体を一体として回収可能性を判断する。
  - 住民税又は事業税に係る繰延税金資産      連結納税会社ごとに回収可能性を判断した上で各社分を合計する。

回収が見込まれない税金の額については、連結財務諸表上、繰延税金資産から控除する。

#### **連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用**

- 財務諸表上の一時差異等に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する（Q2参照）。
- 繰延税金資産の回収可能性の判断      法人税、住民税又は事業税の別に判断し（Q3及びQ4参照）、回収が見込まれない税金の額については、個別財務諸表上、繰延税金資産から控除する。

### **個別財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（Q2）**

#### **財務諸表上の一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額**

- 従来どおり、法定実効税率を適用して計算する。

#### **繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額**

- 税金の種類ごとに計算する。

### **個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断（Q3、[設例1]、[設例2]、[設例3]）**

#### **法人税**

- 将来減算一時差異（[設例1] [設例3]）
  - 期末における将来減算一時差異の解消見込額を個別所得見積額と解消見込年度ごとに相殺する。
  - で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額は、収入すべき連結法人税の個別帰属額（受取個別帰属法人税額）の見積額を課税所得に換算した金額と相殺する。
  - においても、相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額は、解消年度に発生した連結欠損金個別帰属額と同様に取り扱われる。
- 連結欠損金個別帰属額（[設例2]）
  - 期末における連結欠損金個別帰属額について、繰越期間内における連結欠損金の繰越控除額のうち連結納税会社に帰せられることとなる金額（連結欠損金個別帰属額の繰越控除額）の見積額と相殺する。
  - で相殺し切れなかった金額については、繰延税金資産から控除する。

## 住民税

### ➤ 将来減算一時差異

期末における将来減算一時差異の解消見込額を個別所得見積額と解消見込年度ごとに相殺する。

で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額

受取個別帰属法人税額の所得換算額に法人税率を乗じた金額は、解消年度に発生した控除対象個別帰属税額と同様に取り扱われる。

上記以外の金額は、連結欠損金個別帰属額と同様に取り扱われる。

### ➤ 控除対象個別帰属調整額と控除対象個別帰属税額

繰越期間内において、連結納税会社が支払うと見込まれる個別帰属法人税額と相殺し、相殺し切れなかった金額は、繰延税金資産から控除する。

## 事業税

### ➤ 連結納税会社の個別所得見積額を基礎として、従来と同様の手順により行う。

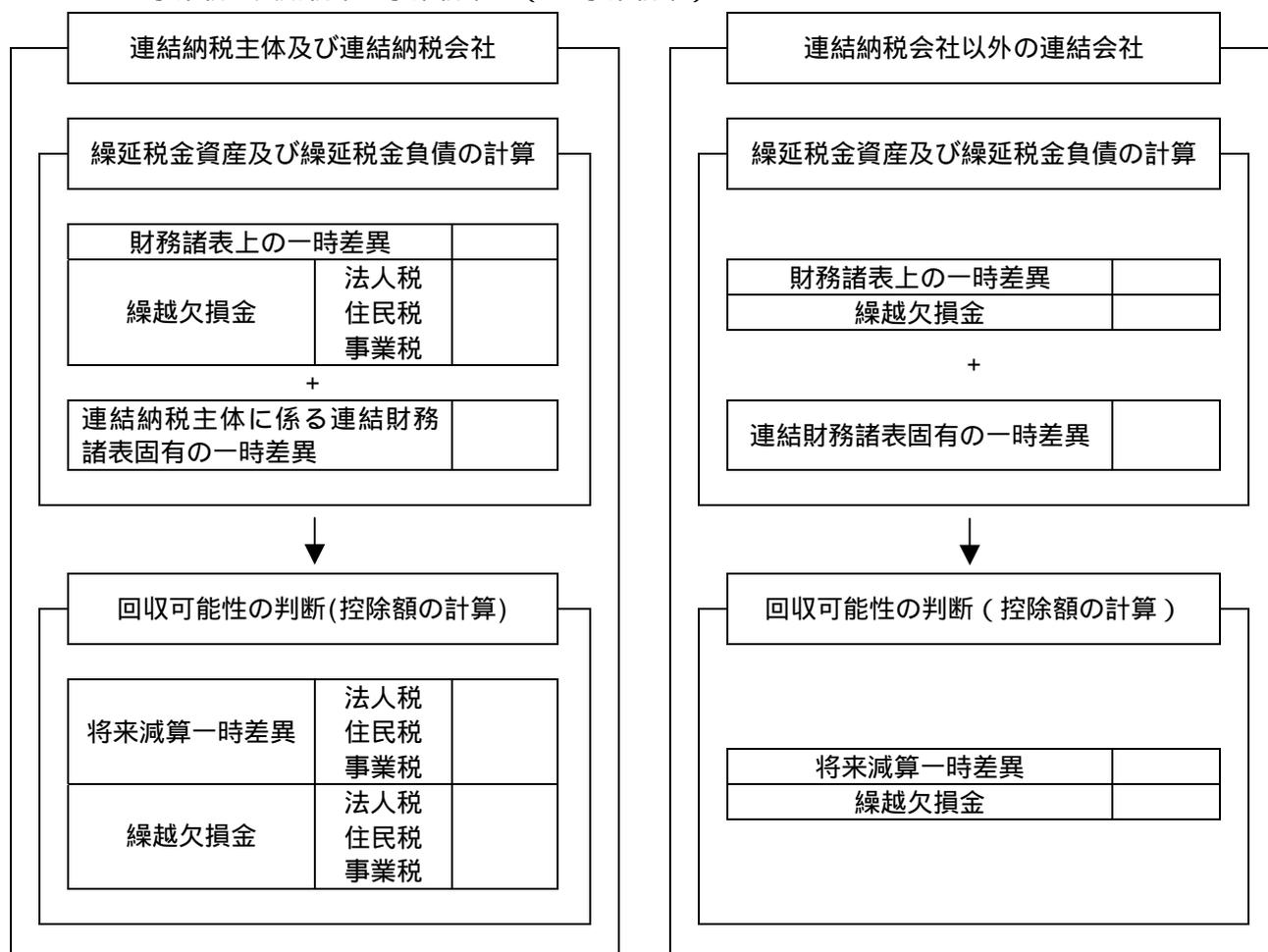
なお、連結納税制度を適用する場合の税効果の計算において適用する税率を連結財務諸表の作成手続において区分すると、以下のようになる。

法定実効税率：(法人税率 × (1 + 住民税率) + 事業税率) / (1 + 事業税率)

法人税の実効税率：法人税率 / (1 + 事業税率)

住民税の実効税率：法人税率 × 住民税率 / (1 + 事業税率)

事業税の実効税率：事業税率 / (1 + 事業税率)



#### **個別財務諸表における回収可能見込額と連結納税主体における回収可能見込額に差額が生じる場合の取扱い（Q4、[設例4]）**

- 将来減算一時差異の回収可能性において、連結納税主体を一体として計算した連結納税主体の法人税に係る繰延税金資産の回収可能見込額が、各連結納税会社の個別財務諸表における法人税に係る繰延税金資産の計上額を合計した金額を下回る場合は、連結財務諸表において繰延税金資産を減額し、当該差額を連結修正として処理する。

#### **税金の種類ごとに回収可能性が異なる場合の計算（Q5、[参考]）**

- 繰延税金資産から控除する金額は、税金の種類ごとに、回収不能と判断される部分に相当する一時差異等の金額に、原則として、当該税金の種類に係る適用税率を乗じて計算する。

#### **個別財務諸表における投資価額修正の取扱い（Q6、[設例5]）**

- 増額修正に係る繰延税金資産  
予測可能な将来、譲渡される可能性が高く、かつ、回収可能性があるとして判断される場合を除き、繰延税金資産を認識しない。
- 減額修正に係る繰延税金負債  
原則として、繰延税金負債を認識する。ただし、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合は、繰延税金負債を認識しない。

#### **課税対象となった未実現損益の消去に係る税効果（Q7）**

- 従来の連結会社相互間の取引から生じた未実現損益と同様に処理する。

#### **連結納税加入前又は適用前の繰越欠損金に係る繰延税金資産の取扱い（Q8）**

- 将来、連結納税へ加入することとなる会社の税務上の繰越欠損金  
連結納税へ加入する可能性が高く、かつ、当該会社においてもその事実が明らかになっていると認められる場合には、その認められることとなった時点において、法人税に係る繰越欠損金に対する繰延税金資産の回収可能性はないものとして判断される。

#### **繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の注記等（Q9）**

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳を税金の種類ごとに注記する必要はないものと考えられるが、繰延税金資産から控除された金額について、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましい。

以 上